

平成28年12月14日

門真市議会議長

土山 重樹 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

委員会審査報告書（1）

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、下記のとおり決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

<可決すべきもの>

- 1 議案第74号 市道路線の認定について
- 2 議案第75号 公共下水道島頭第1管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について
- 3 議案第79号 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について
- 4 議案第80号 門真市事務分掌条例の全部改正について
- 5 議案第83号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 6 議案第86号 平成28年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第88号 平成28年度門真市水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 議案第93号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 9 議案第96号 平成28年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

<否決すべきもの>

- 1 議案第82号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

審査日：平成 28 年 12 月 7 日（水）

○議案第 75 号 公共下水道島頭第 1 管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について

（議案の内容）

27 年 6 月 19 日門真市議会第 2 回定例会において議決のあった公共下水道島頭第 1 管渠^{きよ}築造工事請負契約について、契約金額「1 億 7824 万 6440 円」を「2 億 2621 万 4640 円」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	今回の契約内容に至った理由とその内容は。
答	<p>今回の契約内容に至った理由は、推進機引き戻しの試験施工を行い道路陥没が発生した経過から、安全性、経済性や今後の整備方法など、あらゆる対応策について再検討を行い、総合的に判断した結果、今回の変更に至ったものである。</p> <p>変更の内容については、28 年第 3 回定例会の附帯決議の内容を重く受けとめ、安全性や周辺住民への影響、今後の整備の進捗などを考慮し、推進工事区間約 40m を契約内容とし、その施工費とあわせて、推進機の存置に要する費用と、調査や検討に時間を要したことから、その期間の経費を計上するものである。</p>
問	残り区間の工事予定や道路陥没の対応は。
答	<p>現在施工中の北から南への推進区間約 40m の竣工後、残り 70m の区間については、当初に到達予定であった立て坑を掘り下げ、さらに深い位置で南から北へ推進にて管渠^{きよ}を布設し、28 年度、竣工予定である管渠^{きよ}内から、地中接続する工事を行う方針で、今年度を実施設計を行い、29 年度、新たに発注したいと考えている。</p> <p>道路陥没については、道路の空洞調査を再度行うとともに、陥没直後には高く水位が確認できなかった隣接する水路内の調査を渇水期に合わせて行き、陥没の原因究明及びその保全対策に努めていく。</p>
問	29 年度の施工で地中接続される管渠 ^{きよ} について、耐震性などの問題はないのか。
答	<p>29 年度の施工については、流下能力や耐震性、また維持管理などについて、一定の検討を行い、問題がないことは確認しているが、今後の実施設計においては、さらに検討を深め、適正な構造とした上で施工していく。29 年度施工区間については、より詳細な調査に努め、整備完了に向け全力で取り組んでいきたいと考えている。</p>
問	加速的な普及率の向上を目標に事業に取り組んでいる中で、たびたび変更が生じることにより、進捗に影響が出ると思われるが、今後の対応は。
答	<p>地中に管渠^{きよ}を埋設する下水道工事の性質上、想定外の地下埋設物が支障となる設計変更は工事の進捗に大きく影響することと認識している。</p> <p>実施設計においては、これまで机上調査等により得られる情報と地上からの探査データをもとに行ってきたが、普及率向上とともに施工の難易度が高い現場が残り、今回のように工事発注後において、契約変更せざるを得ないケースが多くなっている実情であり、周辺住民の方々に御迷惑をおかけすることとなり、申しわけなく思っている。これらを踏まえ、28</p>

年度より、想定外を想定内に少しでも近づけるよう、実施設計時点で、工事方法に大きく影響する地下埋設物について、試験掘工事を実施するなど、より精度の高い事前調査に取り組んでおり、契約変更ができるだけ生じないよう努めているところである。

問 公共下水道事業は、社会資本整備総合交付金を活用し行っている。本工事のように特殊な構造への変更となった場合においても交付の対象となるのか。

答 府と調整し、28年度施工区間と29年度施工予定区間の施工費については、交付要綱に基づき、交付金の充当が可能であることを確認している。

(その他の質疑項目)・工期変更のこれまでの経過について

・本市の普及率と府内の平均普及率について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第79号 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について

(議案の内容)

29年4月1日付、機構改革の実施に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める。

○議案第80号 門真市事務分掌条例の全部改正について

(議案の内容)

地域の連携強化及びにぎわいの創出、子どもの貧困対策及び家庭支援の強化、人口減少、少子・高齢化の課題等に迅速かつ着実に対応できる行政組織を構築する。

(主な質疑と答弁)

問 機構改革の編成目的は。

答 29年4月1日実施予定の機構改革は、26年4月に実施した機構改革の後に生じた新たな行政課題等に的確に対応できる組織の再構築を行い、とりわけ地域の連携強化、にぎわいの創出、子どもの貧困対策や家庭支援の強化、人口減少、少子・高齢化対策などに迅速かつ着実に実践できる体制とし、なおかつ少数精鋭によるスリムで効率的な行政組織を整備することを目的として実施するものである。

問 こども部を市長部局に置くことによる変更点とメリットは。

答 こども部の課やグループなどの組織体制については、おおむね現行と同様としており、市民の窓口等の利便性については変わらないものと考えている。

本市において教育に関連するさまざまな課題がある中で、今、重点的に取り組むべき重要な課題の一つとして、子どもの貧困の問題、つまり若年出産等により親の生活基盤が安定しないことが、子育てを含めた家庭の環境や子どもの人間形成に凶らずも影響し、子どもの学力を含めたさまざまな課題の要因になっていると捉え、対策の検討が必要であると考えている。

26年4月に教育委員会にこども未来部を設置して以降、就学前教育として小学校との連携を強化し、連携の仕組みづくりに取り組んできたところであり、今後は、その仕組みを維

持したまま、子どもの貧困対策や家庭支援の強化、福祉部門とのより緊密な連携を図り、かつ迅速に施策反映させていくことが可能になるものと考えている。

問 文化に関することを市長部局の権限に移管する理由は。

答 本市において伝統的に行われている郷土芸能や祭りを通じて、市民が郷土、地域への愛着を育み、そしてその思いの中で、未来の門真市を支える子どもたちにしっかりとつないでいけるような環境づくりが必要であると考えている。

そのためには、教育委員会の職務権限である文化及び芸術の振興に関することを市長部局の権限に移管し、地域とのかかわりを担う部署の一元化を図ることで、これまで以上に地域コミュニティとの連携を強化し、にぎわいの創出を図っていききたいと考えている。

問 新設する文化・自治振興課にグループを設置せず、一つの課で担うことに問題はないのか。

答 地域に根差した伝統文化の発展を核とした地域との連携強化、にぎわいの創出を図るため、地域の文化活動とさまざまな地域活動の振興を市の窓口として一元的に担うことを主な目的として設置したところであり、議論・調整の結果、グループを設置して担当事務を分けるのではなく、全体として取り組むことが目的にかなうものと考えている。

問 公民協働課をなくすことへの考え方は。

答 公民協働については、自分たちのまちは自分たちでよくしようとの機運を一層高め、世代間交流を充実し、地域のつながりを創り出していきたいと考えている。

公民協働施策については、自治会等の地縁組織を初めとした、さまざまな地域のつながりを大事にしつつ、地域の実情を踏まえながら、それぞれの地域に即した活動が行えるよう、進めていくことが重要であると考えており、地域の連携強化やにぎわい創出に向け、それぞれ部署を分けるのではなく、一元化する必要があるとの考えから、市民生活部に移管するものである。

問 魅力発信課を新設する理由は。

答 人口減少時代に突入し、本市においても人口減少にある中、生産年齢人口や子育て世帯の流入を促すとともに、流出を防ぐことがバランスのとれた人口構成の実現へ向けた喫緊かつ最重要の課題である。

本市が住みたいと選ばれるまちになるためには、本市の持っている特徴を活かしながら、イメージや知名度の向上を図ることが重要であるとの考えから、現在の広報担当を核として、市の取り組みや地域の魅力を内外に積極的に発信・PRするとともに、国の地方創生の取り組みを活用しながら、移住・定住促進に向けた施策を推進する課を新たに現在の総合政策部に設置するものである。

問 議案第 82 号で提案の事務事業継続検証審議会で審議をせずに、機構改革をするのならば、同審議会は不要ではないか。

答 29 年 4 月 1 日の予定の機構改革は、実施している事業等についての法的リスク等を確認するための同審議会の趣旨とは異なるものであると考えている。

(議案第 79 号及び第 80 号の討論) なし

(議案第 79 号及び第 80 号の結果) 全員異議なく、いずれも原案のとおり可決

○議案第 82 号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市が実施する事務事業の継続の可否を検証するために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する門真市事務事業継続検証審議会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定める。

(主な質疑と答弁)

問	事業内容は。
答	前市政のおよそ 10 年間で新たに開始した事業について、今後に引き継ぐべき事業と見直すべき事業を精査するため、事業開始時における公平性や中立性、また、事業手法や現状の進捗状況における法的リスク等について、外部有識者等で構成される門真市事務事業継続検証審議会を設置し、当該審議会に諮問することにより、客観的な振り返り・検証を行うものである。
問	事業のスケジュールは。
答	29 年 1 月中旬ごろには第 1 回の審議会を開催し、当該審議会に諮問をして、各種資料による調査とともに必要に応じ、職員への聞き取りなどを予定しており、おおむね 29 年 6 月ごろを目途に検証結果の答申を提出してもらいたいと考えている。 会議の開催については、おおむね月に 2 回を想定しており、28 年度には 6 回、29 年度には 6 回から 8 回を見込んでいます。
問	審議会委員の構成及び人選の考え方は。
答	委員の構成については、弁護士を中心とした 3 名の外部委員を予定しており、その人選の考え方としては、専門性を有するほか、ある程度行政に対しての知識があり、また、事業見直しや検証経験のある者を選ぶことにより、予定する期間での検証を進めていきたいと考えている。 このことから、弁護士やコンサルタント等について現在調査しているところであり、議会の議決後、委員就任に向けた調整・依頼を行っていききたいと考えています。
問	対象事業数は。
答	およそ過去 10 年間の事業計画において採択された、おおむね 400 の新規事業等と考えている。ただし、9 月議会における議論も踏まえ、限られた検証期間の中で効果的に検証することが必要であることから、全ての事業を一様に検証するのではなく、委託や補助といった事業手法の性質や金額の大小、また市の裁量の大きさ等、考えられるさまざまな視点を踏まえた具体的な検証手法や重点的に検証する事業の基準等について、審議会においても、議論してもらいながら、定めていきたいと考えています。
問	仮称地域協働センターの設置は、審議対象なのか。
答	同センター整備事業は、26 年度に事業を開始しており、事務事業継続検証の対象年度には含まれることから、設置した際には、審議対象になると考えています。
問	審議対象の同センターについて、審議会の設置が決まっていな中、既に三中校区の同センター建設の凍結を決定していることは矛盾と考えるがどうか。
答	審議会は今現在実施している事業について、法的リスク等を確認することを趣旨としており、それぞれ事業の適正な時期で行う政策判断と審議会とはそれぞれ異なるものと考えてい

	る。
問	同センター建設の凍結に伴う補正予算が可決されていない状況において、当初の交付金返還手続をすることはフライングではないのか。
答	あくまでも交付金流用の事前協議を行っているものであり、それを踏まえて補正予算を上程しておりフライングとは考えていない。
問	補正予算が否決された場合、府に提出している流用の手続を取り消し、元の予算に戻せるのか。
答	今現在、流用理由書を提出した段階であり、申請はこれからであるため、否決をされた場合、戻すことは可能である。

(その他の質疑項目)・28年度及び29年度の予算の内訳について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成少数で否決

このほか、議案第74号、第83号、第86号、第88号、第93号及び第96号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成28年12月14日

門真市議会議長

土山 重樹 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

委員会審査報告書（2）

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、下記のとおり決したので、規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

<可決すべきもの>

- 1 議案第94号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

<否決すべきもの>

- 1 議案第84号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

審査日：平成 28 年 12 月 7 日（水）

○議案第 84 号 平成 28 年度門真市一般会計補正予算（第 7 号）中、所管事項
（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 7519 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 580 億 1786 万 4000 円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：北島地区土地区画整理事業 土地区画整理事業補助金追加分 2000 万円】

問 調整池の工事概要と今後のスケジュールは。

答 本事業区域においては、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、区域北側の公園内に約 1842 m³、区域中央付近の区画道路内に約 1840 m³、区域南側の緑地内に約 1230 m³の合計 3カ所、約 4912 m³の雨水調整池の築造工事を予定している。

公園内及び緑地内の雨水調整池の築造工事を実施しており、公園内の雨水調整池の築造工事については、28 年度中の完了予定であり、緑地内の雨水調整池の築造工事については、29 年度に完了予定となっている。

また、区画道路内の雨水調整池の築造工事についても、29 年度に完了予定であり、あわせて、29 年度末までに道路・公園等の公共施設の整備も行う予定としている。

問 工事中の近隣への配慮は。

答 事業施行者である門真市北島東土地区画整理組合が近隣への工事周知文の配布を行っている。

また、防じん及び防音・安全管理を目的に、地区東側の門真第 10 水路改修工事区域を除いて事業区域周囲に仮囲いを設置している。振動・交通対策等として、住宅地等に影響がないよう工事車両の出入りは第二京阪道路より行い、出入りの際は交通整理員を適宜配置するとともに、散水やタイヤ洗浄等も行い、路面清掃に努めている。

問 整備後の近隣への配慮は。

答 本事業区域に出入りする車両を、円滑に国道 1 号本線へ誘導できるよう、車両動線を計画している。

また、騒音、振動等による環境悪化防止のため、緩衝帯となる緑地を本事業区域の東側と南側に配置し、あわせて歩行者の安全確保のために、適切に歩道を設置するとともに、東側の緑地の一部についても歩道形態とするよう、検討を行っているところである。

【歳入：財政調整基金繰入金追加分 7000 万円】

問 仮称地域協働センターの建設凍結に伴う財源構成は。

答 小学校施設整備事業において、門真小学校南校舎撤去工事の終了に伴い、工事請負費等の歳出予算の減額分を計上するとともに、同センターの建設凍結に伴う学校敷地内の整備

計画の見直しにより、歳入予算においても、国庫支出金、市債及び一般財源をあわせて、補正している。

具体的内容は、減額分として都市再構築戦略事業費補助金1553万8千円及び公共事業等債1390万円を減額する一方で、追加分として、公共施設等除却特例債2090万円を増額した結果、一般財源で521万7千円の追加が必要となったものである。

このほかさまざまな補正に伴い、必要となる財源調整の一部として財政調整基金繰入金を計上しているものである。

問 議会の議決を経ず、交付金の流用理由書を府へ提出したことは、地方自治法違反ではないのか。

答 今議会において補正予算議案を提出し、議決を経た後、正式な流用申請書を提出しようと考えている。具体的手続は、議決後に実施する予定であるため、地方自治法第211条及び第220条には違反していないと考えている。

問 補正予算が仮に否決された場合、交付金の流用の届け出を白紙に戻せると言っていたため、戻したらいいのではないのか。

答 仮称地域協働センターの建設については、庁議において凍結と決定している。交付金は建設することを前提としているため、市が建設すると意思決定をしない限り、流用申請書を出さざるを得ない。そのため議会の同意が得られるよう、努力していく。

同センターを一切建てないということではなく、予定していた形での建設を凍結しているため、同センターのあり方に関して、地元の皆さんと協議を進めながら、新しい形を模索していきたいと考えている。

(その他の質疑項目)・(仮称)門真消防署南部出張所の概要について

・補正後のマイナンバーのシステム改修とその補助金について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成少数で否決

このほか、第94号中所管事項は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成 28 年 12 月 14 日

門真市議会議長

土山 重樹 様

民生常任委員会

委員長 武田 朋久

委員会審査報告書（1）

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第81号 門真市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について
- 2 議案第85号 平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 3 議案第87号 平成28年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第95号 平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 5 議案第97号 平成28年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

審査日：平成 28 年 12 月 8 日（木）

○議案第 81 号 門真市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について

（議案の内容）

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の選出方法を市長の選任制にするとともに、委員の定数を変更する。

（主な質疑と答弁）

問	門真市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について、条例名変更の理由は。
答	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が公選制から市長が議会の同意を得て任命する制度に変更されたため、条例の名称を変更するものである。
問	定数について、農業委員会でどのような議論があったのか。
答	当初、農業委員会事務局より、法に規定された利害関係を有しない者及び女性・若者をそれぞれ 1 名ずつ及び農業従事者 6 名の計 8 名体制とし、全委員に担当地区を割り当てた上、農地パトロールを実施する案を提示した。 その事務局案に対し、農業委員より委員の職務として、農地パトロールがあり、地域に精通している農業従事者が実施することが望ましいとの意見等を踏まえ、最終案として、委員のうち利害関係を有しない者には担当地区は割り当てず、地区を担当する委員とともに各地区の農地パトロールを一定回数経験してもらうこととした。 よって、委員構成は農業従事者 8 名及び利害関係を有しない者 1 名の計 9 名体制とするものである。

（その他の質疑項目）・認定農業者の対象について など

（討論） 反対討論あり

（結果） 起立多数で原案のとおり可決

このほか、議案第 85 号、第 87 号、第 95 号及び第 97 号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成28年12月14日

門真市議会議長

土山 重樹 様

民生常任委員会

委員長 武田 朋久

委員会審査報告書(2)

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第84号 平成28年度門真市一般会計補正予算(第7号)中、所管事項
- 2 議案第94号 平成28年度門真市一般会計補正予算(第8号)中、所管事項

審査日：平成 28 年 12 月 8 日（木）

○議案第 84 号 平成 28 年度門真市一般会計補正予算（第 7 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 7519 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 580 億 1786 万 4000 円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：門真のまつり検討事業 48 万 5000 円】

問	門真のまつり検討事業の内容は。
答	校区門真まつりを初め、市内で活躍している各種団体等が実施主体や協力団体になっているイベント等の実施状況等を把握するため、仮称門真のまつり懇話会を設置し、意見聴取・検証等を行い、まずは、まつりのあり方を検討したいと考えている。
問	28 年度の途中に実施する理由は。
答	28 年度内で検討した内容を反映させ、29 年度の事業化に向けた取り組みを進めていきたいと考えているためである。
問	今後のスケジュールは。
答	28 年 12 月末までに庁内調整を行い、29 年 1 月から懇話会を立ち上げ、順次、各団体等から意見聴取するため、28 年度中に懇話会を 3 回程度実施する予定である。
問	想定している懇話会の構成団体は。
答	構成団体については、忌憚のない意見をもらうため、現在、地域で開催されているさまざまなイベントに主催や協力団体として参画している団体等を想定しており、構成人数は 10 人程度で考えている。
問	検証に当たっては、校区門真まつりを開催している人たちの意見を何らかの形で反映させるべきだと考えるが、各校区の理事は懇話会に参加するののか。
答	自治連合会の校区理事の方がメインとなる予定のため、校区一人ずつで 10 人程度という形ではなく、一つの団体として捉えている。
問	まつりのあり方を検証するに当たって、地域コミュニティを活性化するために実施している校区門真まつりとの関係をどう考えているののか。
答	検討を進めるまつりについては、門真の郷土愛を育むとともに、市民としての意識を高め、市としてのにぎわいを創出するなど、市民が一堂に会することにより、さまざまな効果があると期待している。市・市民・企業等が一体となった新たなまつりのあり方について、校区門真まつりとの共存・統合、融和させられるか等についても、意見を聞きながら検討を進めていきたいと考えている。
問	門真まつりの復活に向けての市長の考えは。
答	連帯感を生むまつりにするためには、市民ニーズに応じたまつりのあり方を考えていくことが一番必要であることから、さまざまな意見を聞きながら、進めていきたい。

【歳出：臨時福祉給付金（経済政策分）給付事業 5億7627万5000円】

問	臨時福祉給付金（経済対策分）について、なぜ給付措置期間を前倒し支給するのか。
答	消費税率の引き上げが2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、社会全体の所得の底上げに寄与するとともに、所得の低い方々の安心感を確保するため、29年4月から31年9月までの2年半を一括して支給するものである。
問	例えば、28年度が課税で29年度の市町村民税が非課税になった場合はどうなるのか。
答	国の要領に基づき、28年度の課税状況に応じて支給するため、この場合は支給対象外となる。
問	給付金の受給者が、仮にこの期間中に死亡した場合はどうなるのか。
答	国の要領に基づき、支給決定時の状況に応じ支給するため、これまでの給付金と同様、すでに支給された給付金の返還等は発生しない。

【債務負担行為：就労支援等事業（2）平成28年度～平成31年度 限度額1億1985万円】

問	就労支援等事業の債務負担行為補正の追加を計上されているが、現在、保護課が実施している就労支援等事業と就労意欲喚起支援事業、それぞれの内容は。
答	就労支援等事業については、比較的就労能力のある保護受給者に対し、アセスメントシートを活用して、自己理解及び自己分析等を行うとともに、支援対象者の意向を踏まえ、毎週カウンセリングを実施している。 また、早期の就労決定に繋がるよう就職活動への心構え、求人票の見方、履歴書の書き方並びに模擬面接等の支援に努めている。 さらに、就労が決定した方についても、職場定着フォローアップカウンセリングを実施し、離職防止にも努めている。 就労意欲喚起支援事業については、生活能力の低い、昼夜逆転傾向にある保護受給者に対して、日常生活習慣の改善や将来への不安感の解消等、心理面からのカウンセリングやアドバイスをを行っている。 また、グループワークを定期的実施することで、生活改善を図っており、就労への準備段階として、ボランティア活動や職場体験への参加を通して、就労意欲の醸成に努め、就労の実現に向けた支援を行っている。
問	29年度からは就労支援等事業と就労意欲喚起支援事業を再編すると聞かすが、その考え方は。
答	現在の就労支援等事業と就労意欲喚起支援事業の2事業については、事業開始から7年以上が経過していること、また、27年度以降は全額国庫補助から事業ごとに4分の1、3分の1の市負担が発生しており、新たな委託契約となる29年度以降の実施体制について検討をしてきた。 その結果、同じ支援員が意欲喚起から就労決定まで切れ目なく支援を行うなどが、これまで以上に支援対象者に寄り添った支援となり、自立の助長につながるものと考え、両事業を就労支援等事業として統合し、より効率的・効果的に実施していく考えである。

（その他の質疑項目）・門真のまつりを検証する懇話会が短期間で回数が少ないことについて

・生活困窮者就労準備支援事業の概要と今後の事業展開について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第 94 号中所管事項は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成28年12月14日

門真市議会議長

土山 重樹 様

文教常任委員会

委員長 大倉 基文

委員会審査報告書（1）

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきもの決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第76号 動産の取得について
- 2 議案第77号 動産の取得について
- 3 議案第78号 門真市立総合体育館の指定管理者の指定について

審査日：平成 28 年 12 月 9 日（金）

○議案第 77 号 動産の取得について

（議案の内容）

- 1 取得する動産 門真市立総合体育館の手動ロールスクリーン
- 2 取得価格 830 万 5200 円
- 3 取得の相手方 吹田市南吹田五丁目 1 番 12 号
キングラン関西株式会社
代表取締役 松原 達也

（主な質疑と答弁）

問	落札率が 34.58%とかなり低くなっているが、その要因は。
答	大規模施設のため、大量一括購入となり卸値が下がること。また、落札業者が今回納品するロールスクリーンのメーカーに強く、通常の卸値よりもかなり安く仕入れることができること。それに加えて、落札業者として利益が少なくなったとしても、官公庁の受注実績の確保を優先に考えたことなどの要因が重なった結果と考えている。
問	設置後に、ふぐあい等が生じた場合の修繕はどうなるのか。
答	設置後 1 年間はメーカー保証があり、それ以降は、ふぐあいの程度により、教育委員会もしくは指定管理者の費用によって修繕することとなる。

（その他の質疑項目）・品質の確保について

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 78 号 門真市立総合体育館の指定管理者の指定について

（議案の内容）

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
門真市立総合体育館
- 2 指定管理者となる団体
東京都品川区東品川四丁目 10 番 1 号
コナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループ
代表者 株式会社コナミスポーツクラブ
代表取締役社長 落合 昭
- 3 指定する期間
門真市立総合体育館条例附則第 1 項第 2 号に規定する教育委員会規則を定める日から平成 34 年 3 月 31 日まで

（主な質疑と答弁）

問	指定管理者の候補団体に選ばれたコナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループが、他の団体よ
---	--

りすぐれていた点は。

答 まず、本体育館の基本コンセプトである誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点をよく理解し、紹介キャンペーンカードや施設無料開放デー、また、企業の持つネットワークを駆使したトップアスリートを招いたイベントなど、まずは一度体育館に足を運んでみたいと思わせるきっかけづくりを重視した提案内容で利用者の増加を図るための手法が具体的であったこと。

次に、利用のない時間帯に市民がスポーツに気軽に触れることができるスポーツタイムの導入や会議室等を自習室として開放するほか、市立幼稚園や保育園の園児を年1回無料で招待するなど、本来の体育館機能に加え、子どもの健全育成や生涯学習全体を捉えた市民サービス向上の提案であったこと。

最後に、総合型地域スポーツクラブの仕組みの有効活用について、クラブの現状並びに特性をよく理解し、企業とクラブそれぞれの持つノウハウを共有し相互のレベルアップを図るための合同研修や、共同イベントの開催など、クラブの仕組みを発展させることにつながる提案内容であり、まさに国が示す今後求められる生涯スポーツの推進に寄与する提案であったこと。

以上のように提案がより具体的であったことが他団体よりもすぐれていた点である。

問 本体育館のオープニングイベントの検討内容は。

答 誰もが気軽にスポーツに触れることができるレクリエーションの要素を含んだオープニングイベントの提案が、スポーツ・レクリエーション大会実行委員会からあり、「誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点」という本体育館の基本コンセプトに沿うものと考え、イベント実施に向け検討を重ねている。

今後においても、同実行委員会のみならず、教育委員会としてさまざまな人からの意見をもらいながら、引き続き検討を重ね、盛大なオープニングイベントとなるよう取り組んでいきたいと考えている。

また、実施時期については、できる限り早期の供用開始を考えており、4月末ごろの開催ができるよう、指定管理者と調整を図っていきたいと考えている。

問 コナミスポーツクラブ古川橋が総合体育館の目の前にあることのメリットがいくつか挙げられているが、プレゼンテーションではどのように提案がなされたのか。

答 プレゼンテーションの中では、危機事象等が発生した場合、目の前のスポーツクラブから最速30秒で駆けつけることができること、アンケートを通じスポーツクラブ会員の意見も聞け、多くの自主事業が計画できること、開館前準備においてもスポーツクラブの施設を利用できることの3点が隣接する施設を持つメリットとして挙げられている。

問 今回の指定管理者募集に当たって、総合型地域スポーツクラブとの連携を条件としているが、その理由は。

答 スポーツ基本法において、地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブに対する支援等に努めなければならないと規定されており、今後の本市における生涯スポーツの推進には、当該クラブの果たす役割は大きいと考え、その仕組みをさらに発展させることが重要と判断したことから、指定管理者との連携を条件としたものである。

問 安全管理上の人員配置は、どのようになっているのか。

答 総括責任者・副総括責任者を初め、受付責任者・維持管理業務責任者を配置し、施設の安全・安心な管理運営体制をとるとともに、とりわけケガ等の発生リスクが高いと考えられるトレーニングルームについては、指導員を常駐させ、初心者でも安全かつ安心して利用できる体制をとる。

(その他の質疑項目)・応募書類における就業規則及び給与規定について など

(討論) 賛成討論あり

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第 76 号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成28年12月14日

門真市議会議長

土山 重樹 様

文教常任委員会

委員長 大倉 基文

委員会審査報告書（2）

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、下記のとおり決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

<可決すべきもの>

- 1 議案第94号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

<否決すべきもの>

- 1 議案第84号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

審査日：平成 28 年 12 月 9 日（金）

○議案第 84 号 平成 28 年度門真市一般会計補正予算（第 7 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 7519 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 580 億 1786 万 4000 円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：社会資本整備総合交付金 都市再構築戦略事業費補助金減額分	△1553 万 8000 円
公共施設等除却特例債追加分	2090 万 円
都市再構築戦略事業債減額分	△1390 万 円
歳出：門真小学校南校舎撤去工事監理業務委託料減額分	△31 万 4000 円
門真小学校南校舎撤去工事減額分	△300 万 7000 円】

問	門真小学校南校舎跡地に仮称地域協働センターの建設を計画した経緯は。
答	門真市自治基本条例第 16 条に規定する地域会議及び地域で活動する団体の活動拠点として、地域にかかわる人たちが集い、交流や情報交換の場として、また、防災機能を持ちあわせた施設として、同センターの建設を計画した。 そして、第三中学校区内において、同センターが建設可能な市有地を総合政策部内で検討し、26 年 8 月開催の庁内で組織した協働促進検討委員会において、門真小学校南側の土地を候補地として示した。その後、関係部署と調整を重ね、27 年 2 月に都市再生整備計画の門真市古川橋駅周辺地区の基幹事業の一つとして位置づけされ決定されたものである。
問	門真小学校南校舎撤去工事に係る社会資本整備総合交付金が減額されているが、その理由は。
答	28 年 10 月 28 日開催の庁議において、同センター整備の凍結の方向性が示されたためである。
問	同センターの建設凍結による市の負担額は。
答	概算で約 1500 万円の増額となる。
問	本会議で市長は、門真小学校の田んぼや畑を潰さないことには、同センターを建てられないと発言したが、28 年第 1 回定例会の文教常任委員会では、「地域協働センターが建設されたとしても、門真小学校が望む畑等の土地を確保し移設することが可能となった」と答弁しており、発言の整合性がとれないが、市長の見解は。
答	本会議での答弁は、同センターに多額の費用がかかる観点から答弁しており、移設しても田んぼが残ることは、十分理解はしている。私自身、できれば、あのままの現状で移設は避けたい。理由は、来年、再来年、子どもたちがこれまで門真小学校でやってきた課外活動と同じような活動ができる保証がないためである。また、そのまま菜園を残してほしいとのことで、自治会長全員も含め、2000、3000 近くの署名、捺印をもらっている。本来は、そのような意図だと理解しているので、そごはないと考えている。
問	同センターの建設を凍結することについて、どのように地域へ説明したのか。

答	28年11月15日に第五中学校区、28年11月18日に第三中学校区の地域会議のそれぞれの役員との市長懇談において、説明を行ったが、28年12月1日に第三中学校区地域会議、12月5日に第五中学校区地域会議から同センターの整備に関する市の考えに承服できない旨の意見書の提出があった。
問	この意見書に賛同していない役員や理事がいると聞いているが、理事会等で議論されず、地域会議の総意ではない可能性のあるこの意見書を市として受理するのか。
答	市としては、当然、第三中学校区地域会議の総意として出されたものであると認識しており、意見書の内容に関し、総意であるかなど事実確認を行っていないが、ある理事からは、「意見書の内容については全く聞いていないし、承服できないとのことであり、また、このような重要な事柄は理事会で議論し、提出する必要はないのか」との意見もあった。それらを踏まえ、引き続き地域会議への説明が必要であると認識しているため、年内を目途に理事会等へ出向き、理解を得たいと考えている。
問	自治基本条例の第12条第2項には、「職員は、業務に関して要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録することに努めます。」と規定されているが、仮称地域協働センターは不要であるとの記録等は一切ない。これは自治基本条例に違反しているのではないのか。
答	いつ誰とどんな内容の会話をしたというような事実を証明できる書類はないが、市の職員としては、日々なるべく地域住民とコミュニケーションを図るよう努めており、立ち話ではあるが、地域住民の声に耳を傾け、それらの積み重ねにより、できるだけ施策に反映できるよう判断したものである。
問	同センターの整備事業凍結に伴う同交付金における流用理由書をこの補正予算の議決前に府に提出したとのことだが、いつ提出したのか。
答	同センター整備に伴う既設建物の除却費用の一部に交付される予定であった交付金を府で年度内の事業増減によって、流用を行うための流用理由書を公民協働課で作成し、まちづくり推進課を経て、28年10月28日に府へ提出した。 この流用理由書は、同センターの凍結に伴う事前協議のために提出したものであることから、議会の議決は必要ではないと考えている。
問	同交付金における今後の手続は。
答	門真小学校南校舎跡地に同センター建設することを凍結する場合は、除却工事費が交付金の対象とならないため、29年1月中ごろに府を経由して、国に流用申請書及び交付決定変更申請書を提出することになる。 また、仮に同跡地に同センターを建設する場合は、流用理由書の取り下げについて、府と協議を行っていく。
問	この補正予算が否決された場合は、どうなるのか。
答	市として、同センター建設の凍結の意思決定を行っている状況であるが、同センターのあり方については、今議会での議論を踏まえ、引き続き検討するとともに、市民及び議会に対し、丁寧な説明を行った上で、議会の議決に向けた努力をしていきたいと考えている。
問	補正予算が否決された場合においても、流用申請書を提出することは、地方自治法違反とならないのか。
答	市として、同センター建設を凍結している以上、流用申請書を提出せざるを得ないこととして

いるが、議決を踏まえない中で提出するということについては、地方自治法上の想定する趣旨に合致せず、違法であると認識している。

【歳出：保育所等整備補助金追加分 1039万5000円】

問 補助金の追加については、国の待機児童解消に向けた取り組みを受けたものと認識するが、その経緯は。

答 28年4月、厚生労働省から「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針が示され、その柱の一つとして、受け皿確保のための施設整備促進が掲げられており、これを受けて28年9月に「平成28年度保育所等整備交付金交付要綱」が示された。

問 28年度要綱で変更された内容は。

答 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援強化として、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算される土地賃借料加算の基準額が増額された。

問 土地賃借料加算の増額に伴い、補助金の影響を受ける事業所とその事業内容は。

答 土地賃借料加算の増額により補助金額が増額する事業所は、認定こども園1園である。具体には27年度から28年度の2カ年事業で施設を増築し、29年4月に45名の定員拡充を見込んでいる。

問 その他の事業所も含め、市内全体で28年度に見込んでいる保育定員拡充事業により増員となる保育定員は何名になるのか。

答 5事業者で合計152名を見込んでいる。

【歳出：平成27年度子どものための教育・保育給付費国庫補助金返還金 59万9000円】

問 子どものための教育・保育給付費国庫補助金を活用した事業の概要と返還金の内容について

答 事業の概要は、26年度より同補助金を活用し、私立幼稚園2園において1・2歳児を対象とする長時間預かり保育を実施し、待機児童の解消を図っているものである。

返還金の内容としては、27年度の実績報告に基づく補助金の額の決定により、国庫補助金の返還を行うものである。

問 27年度及び現在の長時間預かり保育の利用状況は。

答 27年度の利用実績は、各月1歳児が6名から9名、2歳児が4名から8名で年間延べ329名である。

また、28年4月に1園が認定こども園に移行したことから、現時点では1園で実施しており、12月1日時点までの利用者は各月1・2歳児ともに6名で、延べ108名の児童が利用している。

問 28年度4月時点で3歳に到達した児童の受入先は確保できたのか。

答 利用児童の全てが、引き続き、幼稚園または他の保育所等に入園している。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成少数で否決

このほか、議案第94号中所管事項は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。